

山梨中銀Bizダイレクト電子証明書（電子認証方式）申込書

※ ご注意

Macintosh

Netscape

等のブラウザではご利用いただけません。

お申込日 年 月 日

ご利用開始予定日（銀行記入欄）

年 月 日

株式会社 山 梨 中 央 銀 行 御 中

おとところ	連絡先	部署名	
		ご担当者名	
TEL		— —	
FAX		— —	
おなまえ	代表口座お届け印		
	様		

当社（私）は「電子証明書ご利用規定」を承諾のうえ、次のとおり申込みます。

お申込区分（該当する項目に○をお付けください。）

1	電子証明書・Bizダイレクト同時申込	2	電子証明書のみ申込（Bizダイレクト契約済）	3	管理者パソコンの変更（電子証明書の入替え）	4	電子証明書の利用解除
---	--------------------	---	------------------------	---	-----------------------	---	------------

代表口座情報

店名	預金種類	口座番号（右づめ）			
	1. 普通				
	2. 当座				

電子証明書ご利用規定（平成23年12月19日現在）

契約者が、山梨中銀Bizダイレクト（以下「Bizダイレクト」といいます）をご利用いただく際のログイン方式について、「電子認証方式」を選択した場合、以下の定めにより、本人確認および取引意思の確認を行うこととします。

本規定に定めのない事項については、「<山梨中銀Bizダイレクト>（法人・個人事業主向けインターネットバンキングサービス）ご利用規定」の定めによることとします。

- 「電子認証方式」では、当行が発行する電子証明書を当行所定の方法により、契約者のパソコンに格納していただきます。（格納の際、ログインID・ログインパスワードが必要となります。なお、「電子認証方式」の場合、このログインIDは電子証明書の格納のためのみに使用されます。）
 - 電子証明書は、契約者のパソコンに格納後1年間に限り有効です。契約者は、有効期間が満了する前に当行所定の方法により電子証明書の更新を行うものとします。

なお、セキュリティ向上のため、当行は契約者に事前に告知することなく、この電子証明書のバージョンを変更する場合があります。
 - 電子証明書を格納したパソコンを破棄あるいは譲渡する場合は、契約者は事前に当行所定の方法により電子証明書の削除を行うものとします。

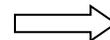
契約者がこの削除を行わず、電子証明書の不正使用その他事故にあっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。
 - 電子証明書を格納したパソコンを譲渡または破棄し、新しいパソコンを使用する場合は、当行が新たに発行する電子証明書を、当行所定の方法により再度格納してください。
 - 山梨中銀Bizダイレクト契約が解約された場合、電子証明書は無効となります。
- 契約者が山梨中銀Bizダイレクトを利用する場合は、「ログインID」「ログインパスワード」「確認用パスワード」（以下「パスワード等」といいます）をパソコンから当行に送信するものとします。なお、本人確認方法が電子認証方式によるものである場合は、この送信を行うことができるパソコンは、電子証明書が格納されたものに限り、当行は送信されたパスワード等の一致と、電子証明書の格納されたパソコンからの送信であることを確認した場合は、当行は次の事項を確認できたものとして取扱います。
 - 真正な契約者からの有効な意思による取引依頼であること。
 - 当行が受信した依頼内容が真正なものであること。

（受付店使用欄）

受付店：

支店

申込区分記入 確認	代表口座記入 確認・印鑑照合	操作説明書 配布	代表口座店C.I.F.番号
確認印	確認印	確認印	検印



（OPセンター使用欄）

受付日	
処理日	
検印	係印